

鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 協議会は、全体会議及び専門部会で構成する。

2 専門部会は、医療提供部会、健康づくり部会及びへき地・救急医療部会で構成する。

3 全体会議及び専門部会は、それぞれ次の各号に掲げる人数の委員をもって組織する。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 全体会議 | 14人以内 |
| (2) 医療提供部会 | 15人以内 |
| (3) 健康づくり部会 | 12人以内 |
| (4) へき地・救急医療部会 | 19人以内 |

(協議事項)

第3条 全体会議は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1中、協議会の「調査審議する事項」欄で定める事項（以下、「調査審議事項」という。）その他必要な事項を協議するものとする。

2 専門部会は、調査審議事項のうち専門的な事項及びその他必要な事項について協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

(1) 医療提供部会

医療機関の役割分担・連携により、地域において必要な医療が適切な場所で切れ目なく提供される体制整備に関する事項

(2) 健康づくり部会

住民の健康を保持増進するための疾病予防を中心とした家庭、職域等における健康づくりに関する事項

(3) へき地・救急医療部会

救急医療、災害時医療及びへき地医療対策に関する事項

(委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命された日の属する年度の翌々年度の5月31日までとする。ただし、補欠又は追加された委員の任期は、前任者又は他の委員の残任期間と同一とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 全体会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、全体会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長)

第6条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は、部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 全体会議及び専門部会は、西部総合事務所長が会長又は部会長の同意を得て招集する。

(同意に関しては、招集する会議の会長又は部会長の選任前を除く。)

- 2 全体会議及び専門部会は、各会議に所属する委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(地域医療構想調整会議)

第8条 第2条に定める全体会議の委員により地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)を組織し、必要な協議を行うこととする。

- 2 調整会議に会長及び副会長を置き、全体会議の会長が会長を、全体会議の副会長が副会長を兼ねるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、調整会議について準用する。この場合において、同条第1項「会長又は部会長」とあるのは「会長」と、同条第2項「全体会議及び専門部会」とあるのは「調整会議」と、それぞれ読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、西部総合事務所米子保健所において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は前条の事務を行う西部総合事務所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年6月25日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年8月23日から施行する。ただし、施行の際、現に委員である者の任期は、平成28年10月22日までとする。
- 4 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年9月10日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 7 この要綱は、令和4年11月18日から施行する。
- 8 この要綱は、令和5年6月29日から施行する。